「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック ~平成13年度集計結果から~」について (お知らせ)

平成15年6月19日(木)環境省環境保健部環境安全課

課 長:安達 一彦 (内線6350) 課長補佐:荒木 真一 (内線6353) 担 当:相澤 寛史 (内線6358)

環境省では、今般、PRTR制度を広く一般の方にもご理解いただき、ご活用いただけるよう、PRTRデータについて分かりやすく解説したガイドブック「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック 化学物質による環境汚染を減らすために~平成13年度集計結果から~」を作成いたしました。

本ガイドブックは、6つの章「私たちの暮らしと化学物質」、「PRTR制度について知る」、「PRTRデータを見る」、「PRTRデータを入手する」、「化学物質による環境汚染を減らすために」、「もっと知りたい時には」から構成されています。

最初から見ていただければ、PRTRデータを中心に、化学物質と私たちの暮らしについて一通り理解できるようになっていますが、興味のあるページだけでも御覧いただいけるような目次もつけています。

1. 背景

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法)に基づき、化学物質排出移動量届出制度(いわゆる「PRTR」)が導入されました。

このPRTRの導入により、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある354 種類の化学物質(第一種指定化学物質)について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含 まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計 結果を公表することとなりました。本年3月に、その第1回目となる平成13年度の化学 物質の排出量・移動量(PRTRデータ)の集計結果を公表したところです。

このようなPRTR制度を広く一般の方にもご理解いただき、ご活用いただけるよう、PRTRデータについて分かりやすく解説したガイドブック「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック 化学物質による環境汚染を減らすために~平成13年度集計結果から~」を作成いたしました。

2. 市民ガイドブックの概要

PRTR制度によって入手できるようになった化学物質の排出量・移動量の情報をきっかけにして、一人ひとりの関心に応じて、化学物質に関する理解を深めていただくためのガイドブックです。

このガイドブックは、別紙(目次)のとおり、6つの章から構成されています。また、このガイドブックは、知りたい内容のページや興味のあるページを見つけられるよう目次構成を工夫するとともに、該当する内容のページだけをご覧いただいても理解できるようにしています。

市民ガイドブックは、下記のホームページで御覧いただけます。

http://www.env.go.jp/chemi/communication/1-2.html

3. 市民ガイドブックを入手したい場合

本ガイドブックを入手したい場合は、上記ホームページでダウンロードしていただく他、冊子につきましては、各都道府県のPRTR担当課室にご連絡頂くか、下記の宛先に 310 円の切手(1 部ご希望で書籍小包利用の場合。書籍小包でない場合は390円必要です。)を貼りつけた返信用封筒(A4以上)をお送り下さい。

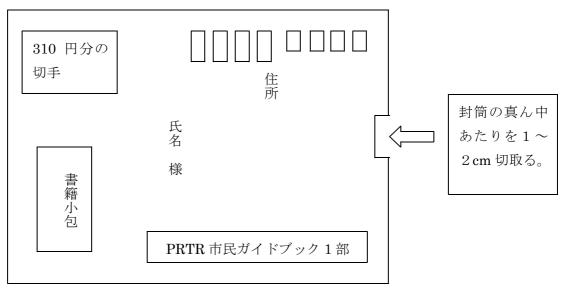
また冊子が複数必要な場合には、下記担当までご連絡下さい。

〒 100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

環境省環境保健部環境安全課リスクコミュニケーション担当 あて

TEL: 03-3581-3351「代](内 6358)

"市民ガイドブック送付希望"と記載し、返信用封筒(切手・お名前・ご住所を忘れずに)と一緒にお申し込み下さい。



(返信用封筒)

目 次

I. 私たちの暮らしと化学物質

- 1. 化学物質への不安
- 2. 化学物質と環境汚染
- 3. 化学物質を管理する仕組み
- 4.「知ること」から

II. PRTR制度について知る

- 1. PRTR制度とは何か
- 2. PRTR制度はどんなことに役立つか
- 3. PRTR法とは
- 4. どんな物質について届け出るのか
- 5. どんな事業者が届け出るのか
- 6. 事業者はこうやって届け出る
- 7. 対象事業所以外からの排出
- 8. 公表の仕組み

Ⅲ. PRTRデータを見る

- 1. 平成 13 年度 P R T R データの概要
- 2. PRTRデータでこんなことが分かる
- (1) 全国で排出量が多かった物質は?
- (2) 都道府県別に見る
- (3) 大気・水・土壌に多く排出されている物質は?
- (4) 排出量の多い業種は?
- (5) 家庭からはどんな物質が?
- (6) 身の回りの気になる物質は?
- (7) 応用編:自分の住む地域の全体像を知る

IV. PRTRデータを入手する

- 1. いろいろなPRTR集計結果を見るには
- (1)環境省・経済産業省などの国の機関
- (2) 都道府県や市町村
- (3)企業
- (4) NGO · NPO
- 2. 個別事業所データを入手するには

Ⅴ. 化学物質による環境汚染を減らすために

- 1. 市民・企業・行政それぞれの役割
- 2. PRTR データを活かす

Ⅵ. もっと知りたい時には

- 1. こんなことを知りたい時には
- 2. 重要な用語や概念の解説
- 3. 第一種指定化学物質リスト